

「デジタルプロモーション強化事業」業務公募型プロポーザルへの質問について（回答）

質問項目	質問内容	回答
実施要領 2 (4)について	本件における委託費に前払い保証制度は適用されますか。仮に適用される場合の時期や料率を教えてください。	本業務に前払金保証制度は適用されません。なお、前金払については、実際の契約手続きを進める中で双方協議の上で決定します。
実施要領 3 について	企画提案者は福島県外の企業が主たる提案者でも問題はないでしょうか。またその場合、県内事業者を提案者の座組に組み込む必要はありますか。	企画提案者は福島県外の企業が主たる提案者でも問題ありません。また、県内事業者を提案者の座組に必ずしも組み込む必要はありません。